

生徒保護者様

令和5年度 多子（たし）世帯における授業料等減免申請について

令和5年度4月以降の授業料減免申請について、別紙のとおり申請の受付を行います。
提出書類に関しましては、3月以降に経営企画室窓口にご用意いたします。並びに、HPにも申請用紙等ダウンロードできるようにいたします。

記

1 提出書類

① 授業料減免申請書

令和5年4月1日以降の日付・新学年の数字（クラス欄は発表前に提出する場合は空欄で結構です）を御記入ください。

② 扶養親族等状況届

加入している健康保険により、記入箇所が異なる場合があります。記入例を御参照ください。

③ 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

保険証は、**保険者証の記号・番号を隠したうえで**写しを取ってください。（サイズはなるべくA4サイズでのコピーをお願いします）

2 注意事項

- ・本制度は直接金銭を給付するものではなく、授業料の1/2を減額するものです。審査の結果不許可になる可能性があることをご承知おきください。
- ・年齢条件は満たしていても、4月から就職する子は扶養親族になりません。
- ・就学支援金不認定の方は、不認定となっている理由が「所得制限による」ものであることを再度ご確認ください。
- ・就学支援金を不申請の方は、所得の基準額を再度ご確認ください。
- ・**就学支援金認定対象の方は、7月の第2回認定時まで申請できません。御注意ください。**
- ・**申請をされる方で、納付書により授業料を金融機関窓口で納入される方は、結果が通知されるまで納入しないでください。**

4 提出期限

令和5年4月3日(月)～令和5年4月14日(金)

※3月中は提出できません。4月1日以降に提出をお願いいたします。

※郵送・窓口持参により受け付けます。郵送の場合は、特定記録郵便等記録が残るものでの郵送をお願いいたします。（普通郵便での不達等の責任は負いかねます）

（〒166-0016 杉並区成田西2-6-18 東京都立豊多摩高等学校 経営企画室）

5 問い合わせ先

豊多摩高等学校 経営企画室 学事担当 (03-3393-1331)

※お問合せは、**月～金の午前9時～午後4時**をお願いいたします。

※未提出につきましては希望がないものとさせていただきます。こちらからは提出確認の御連絡等はいたしません。